

函館市社会福祉施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年函館市条例第5号。以下「条例」という。）、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和43年函館市規則第17号。以下「規則」という。）および函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、社会福祉施設等の施設整備に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創設 新たに施設を整備することをいう。
- (2) 増築 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすることをいう。
- (3) 増改築 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備とともに、既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。
- (4) 改築 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。
- (5) 拡張 既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすることをいう。
- (6) 施設整備 社会福祉施設の創設、増築、増改築、改築、拡張、大規模修繕、介護用リフト等特殊付帯工事その他市長が別に定める修繕および工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、別表1に掲げる設置者とする。ただし、社会福祉法人が創設を行う場合にあっては、補助金の交付を決定する年度中に設立認可がなされる見込みであるものを含む。

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する施設整備の事業とする。

- (1) 別表1の施設種別および設置者に係る施設整備の事業
- (2) 福祉計画等に基づく事業で市が選定した法人により実施されるものまたは施設の老朽化等により施設整備が必要と認められる事業
- (3) 施設および設備が国の定める基準を満たしている事業

2 補助金の交付対象者は、補助金の交付対象となる事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表2の補助金算定表の種目ごとに同表に基づき算定される補助基準額と補助対象経費とのいずれか少ない方の額に施設種別ごとの調整率を乗じ、さらにこの額に4分の3を乗じて得た額を予算の範囲内で調整した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表1の保育所および幼保連携型認定こども園に係る補助金の額は、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額、別表2の補助金算定表の種目ごとに同表に基づき算定される補助基準額の合計額、補助対象経費の実支出額の合計額のうち、最も少ない額に5分の4（防犯対策の強化に係る整備にあっては、4分の3）を乗じて得た額を予算の範囲内で調整した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助金の財源に国庫補助金等を充てる場合であって、市長が必要と認めるときは、当該国庫補助金等の交付額に応じて補助金の額を調整するものとする。

（事前審査）

第6条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、あらかじめ事業計画について市長の審査（以下「事前審査」という。）を受けなければならない。

2 補助事業者は、原則として補助金の交付申請の概ね1年前までに、別記第1号様式の事前審査申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に事前審査の申請をしなければならない。

- (1) 施設整備計画書（別記第3号様式）
- (2) 収支計画書（別記第4号様式）
- (3) 事業スケジュール
- (4) 直前3年の資金収支計算書、事業活動収支計算書および貸借対照表またはこれらに準ずる資産状況を示す資料
- (5) その他市長が必要と認める書類または図書

3 市長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかに内容の審査を行い、事前審査が終了したときは、別記第2号様式の事前審査完了通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

（審査会）

第7条 事前審査は、市長が別に定めるところにより設置する函館市社会福祉施設整備等審査会において行うものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付申請は、補助事業者が社会福祉法人である場合は規則第2条に規定する申請書、社会福祉法人ではない場合は別記第4号様式の2の申請書により行うものとする。

2 補助事業者は、前項に定める申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 事業計画書（別記第5号様式）
- (3) 事業予算書（別記第6号様式）
- (4) 経費の配分調書（別記第7号様式）
- (5) 補助金交付申請額算出調書（別記第8号様式）
- (6) 財産目録
- (7) 貸借対照表
- (8) 収支計算書
- (9) 工事の実施設計書および図面
- (10) 別に国または他の地方公共団体から助成を受け、または受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等の申請)

第9条 交付規則第9条第1項の規定により交付決定に付された条件に基づく変更、中止等の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 交付規則第9条第1項第1号の規定による変更承認の申請
別記第9号様式
- (2) 交付規則第9条第1項第2号の規定による中止または廃止の申請
別記第10号様式

(補助金の交付の決定等)

第10条 市長は、補助金の交付決定をしたときは別記第11号様式の指令書を補助事業者に交付するものとする。

- 2 前項の指令書には、交付規則第9条第1項各号に掲げる条件のほか、同条第2項の規定に基づき必要と認める条件を付すものとする。
- 3 第1項の指令書による指令を受けた補助事業者は、遅滞なく別記第11号様式の2の請書を市長に提出しなければならない。

(施設整備の手続き)

第11条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着手したときは、事業着手届（別記第12号様式）を、当該工事が完成したときは、事業完成届（別記第13号様式）をそれぞれ速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に定めるもののほか、市長が別に定める建設工事手続マニュアルを遵守し、施設整備を行わなければならない。

(実績報告)

第12条 交付規則第17条に規定する補助事業等実績報告書は、別記第14号様式によるものとし、当該報告書に添付する市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業精算書（別記第15号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第16号様式）
- (3) 精算額算出内訳書（別記第17号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第13条 交付規則第18条第2項の規定による通知は、別記第18号様式によりするものとする。

（仕入控除税額の報告等）

第14条 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む）は、別記第19号様式の報告書により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。また、報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行し、改正後の別表2-1の規定は、同日以後に社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年函館市条例第5号）第4条の規定による助成の申請を行い、着手する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行し、第15条から第15条の

9までの規定は、同年1月16日以降の実施に係る第15条の3各号に掲げる事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1

施設種別	施設設置の根拠法令等	設置者
救護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人
養護老人ホーム	老人福祉法第15条第4項	
特別養護老人ホーム		
軽費老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスに限る)	老人福祉法第15条第5項	
生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援事業を実施する事業所および障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第79条第2項、第83条第4項	社会福祉法人、 医療法人、 営利法人
短期入所および共同生活援助事業を実施する事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第79条第2項	
児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	
放課後等デイサービス（防犯対策の強化に係る事業に限る）	児童福祉法第34条の3第2項	
福祉ホーム（防犯対策の強化に係る事業に限る）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第79条第2項	
母子生活支援施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人
保育所	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、 公益財団法人
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条	社会福祉法人、 学校法人
幼稚園型認定こども園（防犯対策の強化に係る事業に限る）	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項または第3項	学校法人

別表2

補助金算定表

1 種 目	2 補助基準額	3 補助対象経費
本体工事費	<p>①定員1人当たり基準単価を適用する場合 別表2-1に掲げる定員1人当たりの基準単価に定員および整備区分係数を乗じて得た額とする。</p> <p>②1施設当たり、1ユニットまたは2ユニット以上の基準単価を適用する場合 別表2-1に掲げる1施設当たり、1ユニットまたは2ユニット以上の基準単価に整備区分係数を乗じて得た額とする。</p>	<p>施設整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金もしくは設備整備またはこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金および適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
初度設備相当加算	<p>①定員1人当たり基準単価を適用する場合 別表2-1に掲げる定員1人当たりの基準単価に定員を乗じて得た額とする。</p> <p>②1施設当たり基準単価を適用する場合 別表2-1に掲げる1施設当たりの基準単価の額とする。</p>	初度設備整備に必要な需用費（消耗品費）、備品購入費または工事請負費
大規模修繕	市長が必要と認めた額とする。	大規模修繕に必要な工事費または工事請負費
介護用リフト等特殊付帯工事費	市長が必要と認めた額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費または工事請負費
授産施設近代化整備工事費	市長が必要と認めた額とする。	授産施設近代化の整備に必要な工事費または工事請負費

授産施設等整備工事費	市長が必要と認めた額とする。	授産施設等の整備工事費に必要な工事費または工事請負費
解体撤去工事費 および仮設建物設置費	市長が必要と認めた額とする。 ただし、保育所および幼保連携型認定こども園については、別表2－1（6）に掲げる1施設当たりの基準単価とする。	解体撤去に必要な工事費または工事請負費および仮設施設に必要な賃借料、工事費または工事請負費
防犯対策の強化に係る整備工事費	市長が必要と認めた額とする。	防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費または工事請負費
スプリンクラー設備等整備工事費	市長が必要と認めた額とする。	スプリンクラー設備等の整備に必要な工事費または工事請負費
上記以外に市長が特に必要と認めた施設および設備の工事費	市長が必要と認めた額とする。	当該整備に必要な工事費または工事請負費

- 〔備考〕 ① 「補助基準額」の欄の「整備区分係数」については、別表2－1において整備区分係数が設定されていない施設整備の場合は、当該係数を1として補助基準額を算定すること。
- ② 施設種別による調整率は、老人福祉施設が2、これ以外の施設が1であること。
- ③ 補助対象経費については、その額が総事業費からその他の収入額および移行時特別積立金を控除した額より少ないとときは、後者の額を補助対象経費の額とすること。
- ④ 母子生活支援については、「1人当たり」を「1世帯当たり」に読み替えること。

別表 2－1 (施設種別ごとの基準単価表)

(1) 老人福祉施設

ア 定員30人以上の施設

①整備区分ごとの係数 (整備区分係数)

施設種別	整備区分		
	創設	増築	改築
特別養護老人ホーム	1. 05	1. 05	1. 26
養護老人ホーム	1. 10	1. 10	1. 25
軽費老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受ける ケアハウスに限る。)	1. 00	—	—
老人ショートステイ用居室 (特別養護老人ホームに併設する場合)	1. 00	1. 00	1. 00
老人ショートステイ用居室 (養護老人ホームに併設する場合)	1. 10	1. 10	1. 10

〔備考〕 上表のうち一印は、補助対象外の項目である

②基準単価表

施設種別	単位	基準単価
特別養護老人ホーム	1人当たり	2, 250, 000円
養護老人ホーム	1人当たり	2, 250, 000円
軽費老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受ける ケアハウスに限る。)	1人当たり	2, 250, 000円
老人ショートステイ用居室	1人当たり	2, 250, 000円

イ 定員29人以下の施設

・基準単価表

施設種別	単位	基準単価
軽費老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受ける ケアハウスに限る。)	1ユニット	20,000,000円
	2ユニット以上	40,000,000円

ウ ユニット化改修事業

・基準単価表

施設種別	単位	基準単価
特別養護老人ホーム	整備床数	1,000,000円

〔備考〕 整備区分係数は1。

(2) 救護施設

(単位：円)

施 設 種 別		基準単価
救護施設	本体	5, 110, 000
	初度設備相当加算 (注) 1	80, 000
	個室整備加算	358, 000

〔備考〕 ① 1人当たりの単価であること。

② (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で市長が必要と認めた額であること。

③ 整備区分係数は4／3。

(3) 生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援事業を実施する事業所および障害者支援施設

(単位：円)

施 設 種 別		基準単価
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	本体	利用定員 20人 以下 47, 100, 000
		利用定員 21人～40人 94, 800, 000
		利用定員 41人～60人 158, 100, 000
		利用定員 61人～80人 222, 000, 000
		利用定員 81人～100人 286, 200, 000
		利用定員 101人～120人 349, 300, 000
		利用定員 121人 以上 413, 400, 000
	施設入所支援整備加算	利用定員 20人 以下 38, 100, 000
		利用定員 21人～40人 76, 500, 000
		利用定員 41人～60人 127, 800, 000
		利用定員 61人～80人 180, 000, 000
		利用定員 81人～100人 231, 200, 000
		利用定員 101人～120人 283, 500, 000

	利用定員 121人 以上	334,800,000
	就労・訓練事業等整備加算	36,300,000
	大規模生産設備等整備加算	119,400,000
	短期入所整備加算	10,000,000
	発達障害者支援センター整備加算	11,500,000
	相談支援、障害児相談支援整備加算	8,400,000
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	5,450,000
	避難スペース整備加算	31,700,000

〔備考〕 ①1施設当たりの単価であること。

②整備区分係数は4／3。

(4) 共同生活援助事業を実施する事業所

(単位:円)

施 設 種 別		基準単価
共同生活援助	本体	定員 4～10人
		22,500,000
		短期入所整備加算
		10,000,000
		エレベーター等設置整備加算
		1,790,000
		相談支援、障害児相談支援整備加算
		8,400,000
		居宅介護、保育所等訪問支援整備加算
		5,450,000
		避難スペース整備加算
		31,700,000

〔備考〕 ①1施設当たりの単価であること。

②整備区分係数は4／3。

(5) 母子生活支援施設

・本体工事費

単位	基準単価
1世帯当たり	19,660,000円

(6) 保育所および幼保連携型認定こども園

・本体工事費

	単位	基準単価
定員20名以下	1施設当たり	134,728,000円
定員21～30名	1施設当たり	141,273,000円
定員31～40名	1施設当たり	164,364,000円
定員41～70名	1施設当たり	187,273,000円
定員71～100名	1施設当たり	243,273,000円
定員101～130名	1施設当たり	292,546,000円
定員131～160名	1施設当たり	338,728,000円
定員161～190名	1施設当たり	384,910,000円
定員191～220名	1施設当たり	428,182,000円
定員221～250名	1施設当たり	474,000,000円
定員251名以上	1施設当たり	526,728,000円
特殊附帯工事	1施設当たり	20,291,000円
設計料加算	1施設当たり	本体工事費および特殊附帯工事費に係る基準単価の5%

・解体工事費および仮設工事費

	単位	基準単価	
		解体	仮設
定員20名以下	1施設当たり	2,699,000円	4,806,000円
定員21～30名	1施設当たり	3,062,000円	5,868,000円
定員31～40名	1施設当たり	4,080,000円	7,111,000円
定員41～70名	1施設当たり	5,135,000円	9,880,000円
定員71～100名	1施設当たり	7,242,000円	14,822,000円
定員101～130名	1施設当たり	8,695,000円	17,788,000円

定員131～160名	1施設当たり	10, 870, 000円	22, 239, 000円
定員161～190名	1施設当たり	13, 042, 000円	24, 311, 000円
定員191～220名	1施設当たり	15, 217, 000円	28, 364, 000円
定員221～250名	1施設当たり	17, 391, 000円	32, 415, 000円
定員251名以上	1施設当たり	19, 564, 000円	36, 468, 000円

[備考] ① 幼保連携型認定こども園にあっては、幼保連携型認定こども園を構成する保育所部分および幼稚園部分ごとに、上表の定員等の区分の欄に応じ、個別に補助金を算定する。

- ② 一部改築等、定員のすべてが工事にかかるない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準単価に乘じて得た額を基準単価とする。また、工事に係る定員数が算定できない場合は、「総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員数を算定する。（いずれも、小数点以下切り捨て）
- ③ 幼保連携型認定こども園の保育所部分および幼稚園部分の両方について特殊附帯工事を実施する場合は、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。